

生駒市訓令甲第3号

生駒市事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月31日

生駒市長 山下 真

生駒市事務専決規程の一部を改正する訓令

生駒市事務専決規程（平成2年4月生駒市訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「市長事務部局の課長」の次に「、議会事務局次長」を加える。

第7条第10号中「第19条第1項第11号」を「第19条第1項第12号」に改め、同号を同条第11号とし、同条第9号の次に次の1号を加える。

(10) 市税、使用料、手数料その他の諸収入の減免に関する事（当該減免の額が1件100万円以上300万円未満のものに限る。）。

第8条第1項第5号中「100万円」を「200万円」に改める。

第10条の2第15号中「50万円」を「50万円以上100万円」に改め、同条第17号中「第20条第18号」を「第20条第19号」に改める。

第17条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 景観法（平成16年法律第110号）による景観計画区域内の行為の届出に対する行為の着手の制限に係る期間の短縮に関する事。

第19条第1項第12号中「次条第18号」を「次条第19号」に改め、同号を同条第13号とし、同条第11号を同条第12号とし、同条第10号の次に次の1号を加える。

(11) 所管に係る市税、使用料、手数料その他の諸収入の減免に関する事（当該減免の額が1件50万円以上75万円未満のもので、かつ、減免の基準

が明確なものに限る。)

第20条中第19号を第20号とし、第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、第16号の次に次の1号を加える。

(17) 所管に係る市税、使用料、手数料その他の諸収入の減免に関すること（当該減免の額が1件50万円未満のもので、かつ、減免の基準が明確なものに限る。)

第26条第3号中「流用」の次に「（別に定める額の範囲内の流用を除く。）」を加える。

第36条を削り、第37条を第36条とし、第37条の2を第37条とし、第37条の3を第37条の2とする。

第45条各号を次のように改める。

- (1) 道路及び公共用水路の境界明示に関すること。
- (2) 市道及び公共用水路における占用の継続、共架及び軽易な変更の許可並びに廃止届の受理に関すること。
- (3) 道路施設及び公共用水路施設の軽易な施工承認及び特殊車両の通行協議に関すること。
- (4) 主管に係る土木施設の維持管理及び補修工事等の調査、設計及び監督に関すること。
- (5) 現場監督員の選任に関すること。
- (6) 市道における通行制限に関すること。

第46条第1号中「土木工事」を「基本計画等」に改める。

第47条第1号中「設計」の次に「、施工」を加え、同条第3号を削る。

第48条第1号中「設計」の次に「、施工」を加える。

第51条に次の1号を加える。

- (2) 屋外広告物の表示又は設置に係る許可に関すること。

第51条の3中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 公園の占用の継続及び軽易な変更の許可並びに廃止届の受理に関すること。

第53条に次の1号を加える。

(3) 公共下水道及び都市下水路の占用の継続及び軽易な変更の許可並びに廃止届の受理に関すること。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。